

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

## 準備書面（2）

2005（平成17）年9月7日

さいたま地方裁判所第4民事部 合議係 御中

原告ら代理人

弁護士	佐々木	新一
弁護士	南雲	芳夫
弁護士	川井	理砂子
弁護士	小林	哲彦
弁護士	猪股	正
弁護士	野本	夏生

原告らは、被告らの「本案前の答弁」（平成17年7月13日付準備書面）について、次のとおり反論を準備する。

- 1 請求の趣旨第4項（埼玉県知事に対する損害賠償請求。4号請求）に対する被告らの主張について（被告準備書面、第1、第3項）

- (1) 被告の主張内容

被告は、改正後の4号請求事件が「当該普通公共団体の執行機関又は職員」に対して、しかるべき損害賠償の請求を行うことを求める「義務付け

訴訟」であるところ、①埼玉県財務規則によれば、「債権の管理」は所掌事務に応じて各課長に「委任」されており（埼玉県財務規則194条）、②地方自治法242条の2第4号にいう損害賠償請求権の行使はこの「債権の管理」に該当するため、③「長」は受任した職員に対して地方自治法第154条などの指揮監督権限はあっても、もはや委任した事務を自らの権限で執行することができず、④このような者に請求を義務づけることはできないとしている。

## (2) 被告の主張の問題点

このような被告の主張を前提とすると、住民が4号請求を行うには、都府県の財務規則を精査し、当該事務に関する長から他の機関への権限委任の有無、及び委任されている場合の受任機関を調査・特定し、提訴を行わなければならないが、このような過大な負担を住民訴訟の原告に負わせることは、住民による行政の監視手段を拡充しようとした地方自治法の趣旨にもとり、平成15年度の行政事件訴訟法改正で被告適格の見直しが大きな柱とされていることなど、近年の趨勢にも反している。

また、地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する者であると共に、本来財産の取得、管理及び処分等の広範な財務会計上の権限を有しており、本件のような4号請求確定後になされる損害賠償の支払請求及び賠償命令も長が行うものとされていることからすれば（法242条の3、第1項）、4号請求の被告も地方公共団体の長とすることが最も合理的であり、一般的な感覚にも合致する。

## (3) 義務づけ訴訟の被告適格について

そこで検討するに、被告の主張するとおり、4号請求が「義務づけ訴訟」の性格を有するとしても、ここで被告となるべき「当該普通地方公共団体の執行機関又は職員」は、必ずしも損害賠償請求権の具体的権限を有する者に限られず、受任機関に対して指揮監督権を有する者も広く含むというべきである。

けだし、4号請求は、「当該職員」の行為により普通地方公共団体に経済的な損失が生じている場合にこれを回復するための手段として認められたものであり、必ずしも通常時の事務配分に固執する必要はないと考えられるからである。

このような解釈は、同じく4号請求の「当該職員」の意義を、「当該訴訟において、その適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者を広く意味し」とする最高裁判決（三小）平成5年2月16日にも適合的であり、同一条文の解釈論として均衡のとれたものと言える。

・ 埼玉県知事の指揮監督権限と被告適格

埼玉県知事を含む地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する者であるとともに（地方自治法第147条）、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理及び執行する義務を負い（同法138条の2）、予算の執行、地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収、財産の取得、管理及び処分等の広範な財務会計上の権限を有する（同法149条）。また、その補助機関たる職員に対しては指揮監督権限を有しており（同法154条）、前述の受任機関に対する指揮監督権限を有する者を含む広い意味での「当該普通地方公共団体の執行機関又は職員」に含まれる。

よって、被告が主張するような違法はなく、原告の訴えは適法なものである。

以上